

# 障害のある人と人権

---

「障害があるからといって差別も特別視もしないで！」  
みんな同じ社会の一員です

- 【1】障害のある人を取りまく状況
- 【2】共に生きるために
- 【3】差別をなくす取組み
- 【4】真の「共生社会」を目指して

## 障害のある人と人権

### 【1】 障害のある人を取りまく状況

\_\_ 障害のある人とは、身体障害、知的障害、精神障害、その他心や体の働きに障害がある人で、自身の障害や社会の中にある障壁によって生活に制限を受ける状態にある人をいいます。(障害者基本法第2条)

障害者の数(全国)令和4年版障害者白書による カッコ内は2011年調査

身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を含む)
・ 視覚障害 ・ 聴覚障害 ・ 肢体不自由 ・ 内部障害		
約436万人 (約 393万7千人)	約109万4千人 (約 74万1千人)	約419万3千人 (約 320万1千人)

\_\_ これを人口千人当たりの人数で見ると、身体障害者は34人、知的障害者は9人、精神障害者は33人となります。近年、日本国内における障害者人口は増加しています。理由として、「高齢者の障害数が増加」「障害に対する認識の広がり」が考えられます。

# 障害のある人と人権

## 【1】 障害のある人を取りまく状況

### 「障害」の考え方の変化

#### 個人モデル

かつて、障害のある人が日常生活に置いて制限を受けるのは「その人に障害があるから」であり、訓練やリハビリによって乗り越えるべきである、と考えられてきました。



#### 社会モデル

しかし、今では、社会が人の多様性に対応できていないために、多くの障壁を作り出し、それが障害となっているため、社会がそれを取り除いていかなければならないとする考え方が浸透。

車椅子の人が「上の階にある店に行きたい」と思ったとする。階段しかなければ、自力で行くことはできないが、車椅子で乗ることができるエレベーターがあれば、問題を解決することができる。つまり、障害は個人と社会との関わりの中にあるという考え方が、現在では大きな潮流となっています。

## 障害のある人と人権

### 【2】 共に生きるため

#### ■ 障害者を取り巻くバリア（障壁）

障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で様々なバリアがあります。

##### ① 物理的なバリア

例えば、店舗等における段差や 車いすに対応したトイレの不足等。

##### ② 制度・慣行的バリア

障害を理由に資格や免許が取得できない制度や、就業や生活に関わる障壁。

##### ③ 情報面のバリア

視覚や聴覚等の障害による情報入手やコミュニケーションに係る障壁。

##### ④ 心のバリア

障害者についての無理解・無関心が人々の意識の中につくる障壁。

障害のある人の自立と社会参加を阻む

#### 4つの障壁

# 障害のある人と人権

## 【3】 差別をなくす取り組み

### ● 世界では・・・

2006年 国連総会において「**障害者権利条約**」を採択

障害者の権利を実現するために国がすべきことを規定しています。

- ・ 障害に基づくあらゆる差別をなくすこと
- ・ 障害のある人の社会参加の促進など

この条約では、「社会モデル」の考え方が反映されました。日本は、2014年にこの条約を批准しています。

### ● 国内では・・・

2011年 **障害者基本法**の改正

権利条約の理念を踏まえて改正。全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが新たな目的とされました。これに伴い、「障害者の自立と社会参加」を円滑に促すため、法制度の整備が進んでいます。

## 障害のある人と人権

### 【3】 差別をなくす取り組み

#### ■ 障害者差別解消法 2016年施行

この法では、行政機関や、企業やお店などの事業者がその事業を行うに当たり、障害のある人に対して、正当な理由なく「障害」を理由とした差別的取り扱いをすることを禁止しています。また、障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じた「合理的配慮」を提供することが(努力)義務となっています。

【 これまでは努力義務とされていた 民間業者による合理的配慮の提供が 法的義務とされました。 ※令和6年4月1日から施行 】

	行政機関に求められること 障害者差別解消法第7条	民間事業者求められること 障害者差別解消法第8条
不当な差別的取扱い	してはいけない	してはいけない
合理的配慮の提供	しなければならない	するように努力 ➡ (改正) ※しなければならない

# 障害のある人と人権

## 【3】 差別をなくす取組み

### 「合理的配慮」の提供とは

合理的配慮の提供とは、個々の場面において現に何らかの障壁に直面している障害のある人からその除去を求められたときに、過度な負担にならない範囲で対応することをいいます。

#### ■ 合理的配慮の提供の例

- 車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す。
- 聴覚に障害のある人に筆談で対応する。
- 障害の特性に応じた休憩時間の調整など 柔軟なルール変更を行う。

このことに当たっては、障害のある本人と話し合いながら検討する必要があります。なお、施設・設備のバリアフリー化など、不特定多数の障害のある人を対象として行われる事前的改善措置を「環境の整備」といい、障害者差別解消法では、行政機関や民間事業者の努力義務とされています。

### 障害のある人と人権

#### 【4】 真の「共生社会」を目指して

国は、少子高齢化の進む日本が目指すべき社会として「共生社会」を提唱しています。共生社会とは、障害のある・なしや性別、年齢などのさまざまな違いにかかわらず、誰もが社会の一員として互いに人格と個性を尊重し支え合う社会のことです。

この共に支え合う「共生社会」を築くために、障害のある人に関しては、「自立と社会参加」への妨げとなっているバリアを取り除くさまざまなバリアフリーの取組みがなされてきました。

しかし、ハード面や制度面でのバリアフリー化は進んだもののいまだに障害のある人が差別的な言動を受けたり、避けられたり、障害に対して無関心な人がいることも事実です。そうした行為や意識が、障害のある人の自立や社会参加への最も大きなバリアとなっているのではないのでしょうか。心の中にあるバリアを取り除き、真の「共生社会」の実現が、今、求められています。